



地方再犯防止推進計画の策定, 進んでいます

平成28年12月に施行された再犯防止推進法において、地方公共団体にも地方再犯防止推進計画の策定努力義務が明記されていますが、令和2年5月1日時点でその他の市町村を含めると全国61団体で再犯防止推進計画が策定済となりました（※当課で把握している限り）。近畿地区においては、すでに、**滋賀県**、**大阪府**、**加古川市**が「再犯防止推進計画」として、**京都府**は「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に、**兵庫県**は「地域安全まちづくり推進計画」にそれぞれ盛り込む形で、**豊中市**や**堺市**は、「地域福祉計画」に包含して地方再犯防止推進計画を策定しています。また、**明石市**に続き、**奈良県**では、「奈良県更生支援の推進に関する条例」が制定されています。

続々と計画策定や条例の制定等が進んでいますが、令和元年12月に決定された再犯防止推進計画加速化プランにおける成果目標の一つとして、「**令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する**」が設定されており、今後、地方自治体への総合窓口である当課では、さらに地方計画の策定・連携強化の推進に向けて取り組んでいきます！

(地方再犯防止推進計画にぜひ盛り込んでほしい)



矯正の取組み紹介① 【地域援助】

全国52か所にある少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪問題に関する本人やその家族、機関・団体からの相談に応じたり、研修や講演等を実施したりと、地域の非行・犯罪防止のほか、青少年の健全育成に向けた様々な活動を行っています。

特徴その① 「非行・犯罪に関する行動科学のスペシャリストがそろっている」

- 少年鑑別所は非行・犯罪問題に特化した専門機関であり、そのノウハウを活用し、問題行動等のメカニズム分析、心理検査や行動観察等の結果を踏まえた助言等を得意としています。

(例：①夜遊びや万引き等の逸脱行為が始まった子の保護者・教師等に対する本人への関わり方の助言・本人へのカウンセリング・専用のワークブックを用いた指導等、②暴力等の問題行動のある福祉施設入所者や職員に対し、知能検査や性格検査を踏まえた関わり方の助言等)

特徴その② 「成人の問題についても相談可能」

- 名称に「少年」とありますが、少年の問題に限らず、成人についても相談可能です。

(例：①更生保護施設入所者への就労支援として、職業適性検査や性格検査等を踏まえた助言、②雇用主等に対する本人の就労継続のための関わり方等の助言等)

特徴その③ 「相談費用等が一切かからない」

- 「法務少年支援センター」は国の機関であり、地域社会のための活動という位置付けで当該業務を行っていることから、相談費用等は請求していません。ご相談内容によってはお受けできなかったり他機関をご紹介したりするケースも一部ありますが(例：児童相談所等へとつなぐことが適当な場合等)、まずはお気軽に最寄りの法務少年支援センターまでお問合せください。

ご不明な点、もっと詳しく知りたい点等があれば当課までご連絡ください！



TOPIX ～統計データに見る『特殊詐欺』の傾向について～

「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称です。

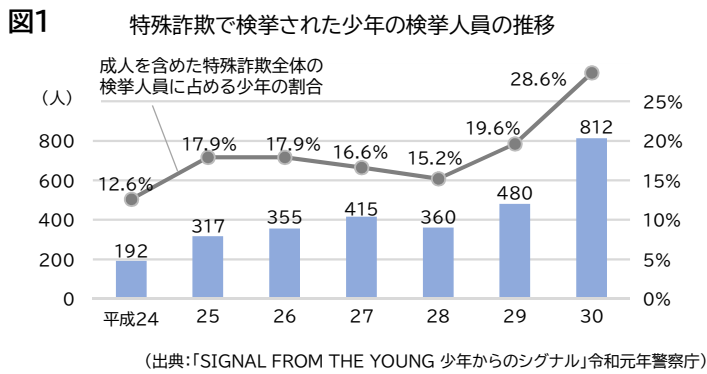


図1は、平成24年から平成30年における特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員と、成人を含めた特殊詐欺全体の検挙人員に占める少年の割合を示したものです。平成30年中に特殊詐欺で検挙された少年は812人で、成人を含めた総検挙人員の28.6%を占めており、ここ数年にわたり著しく増加していることが分かります。

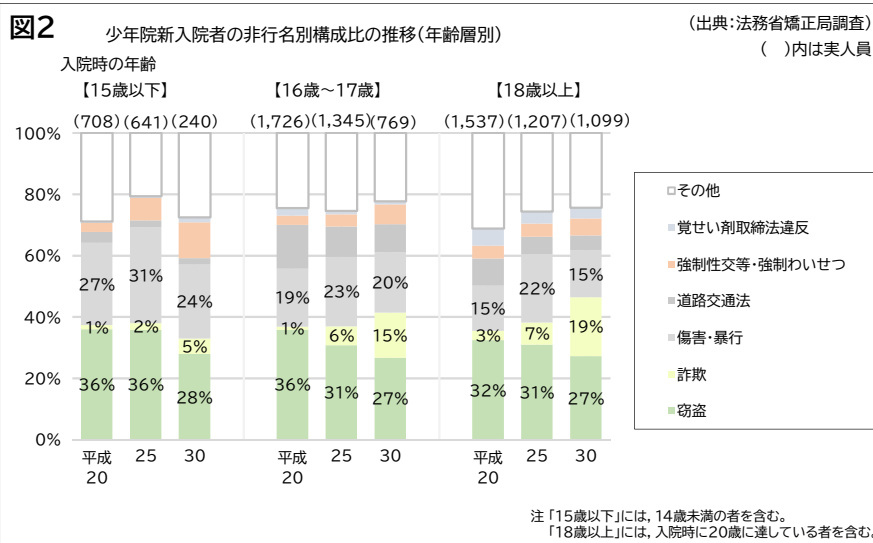


図2は、平成20年・25年・30年における少年院新入院者の非行名別構成比を年齢層別に示したものです。いずれの年齢層でも「窃盗」と「傷害・暴行」の構成比が高い傾向にあります。また、年齢層が上がるにつれて「詐欺」の構成比が高くなっており、平成30年の18歳以上においては「窃盗」に次いで高く（19%）なっています。「窃盗」の構成比が年々減少傾向にある一方、「詐欺」の構成比は全年齢層において年々増加傾向にあることが分かります。

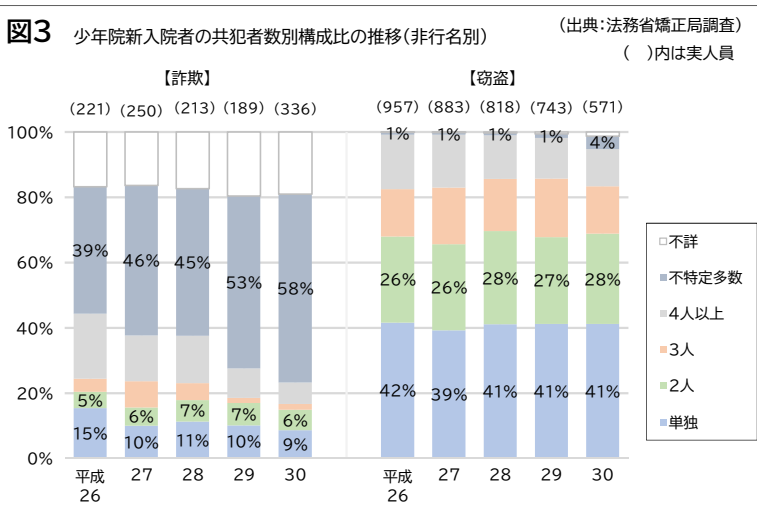


図3は、平成26年から平成30年における少年院新入院者の共犯者数別構成比を非行名別に示したものです。「窃盗」については「単独」と「2人」を合わせた構成比が毎年70%弱を占め、主として単独もしくは少人数での犯行が主となっています。一方、「詐欺」については「不詳」と「不特定多数」を合わせた構成比は年々増加し、平成30年においては80%弱となっており、多人数による組織的な犯行がほとんどであると言えます。

これらのデータからは、多くの人間が共謀した、巧妙で複雑な手口による「特殊詐欺」が近年台頭してきていることがうかがえます。

詐欺集団はいわゆる「出し子」や「受け子」を「アルバイト」や「仕事」と称して巧妙に募集しているケースが多く、詐欺という犯罪の重大性や被害額の大きさなどを深く考えないまま、高額な報酬につられ、悪質な組織的犯罪に加担してしまう若者が増えており、詐欺に特化した指導プログラムの導入を進めている少年院もあります。今後、詐欺被害を防止するため国民への広報・啓発や、未成年の非行防止施策などの一層の拡充が必要と思われます。